

監査の結果に基づく措置について

地方自治法第199条第14項の規定により、千歳市長から令和4年度公の施設の指定管理者監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和5年1月5日

千歳市監査委員 澤田 徹

千歳市監査委員 松倉 美加

課	指摘事項	講じた措置
保健福祉部高齢者支援課（社会福祉法人千歳市社会福祉協議会：在宅福祉総合センター及び祝梅在宅福祉センター）	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者が第三者に発注する業務委託において、協定書に規定されている再委託の処理が行われていないものがあった。 仕様書に規定されている個人情報等の取扱いに関する管理責任者等の届出が指定管理者から提出されていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者が市に提出すべき書類をまとめた「協定締結後提出書類一覧表」を作成し、「再委託承諾願」及び「管理責任者等届出」の様式とともに指定管理者に提示し、必要書類の提出漏れがないよう周知した。
	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者が第三者に発注した業務委託において、委託料が未払となっているものがあった。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、事業報告書の受領時において、総勘定元帳との付け合わせ等を行い、委託業務料等の未払がないか確認を行うこととし、その際には必要な関係書類の提出を求めることとする旨を指定管理者に周知した。

（担当：保健福祉部高齢者支援課）